

令和6年10月22日
福岡県保健医療介護部
がん感染症疾病対策課

改正感染症法に基づく医療措置協定について

1 感染症法の改正（令和4年12月9日公布）

（1）改正の趣旨

新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、医療提供体制の整備等を行う。

（2）主な改正内容

① 医療措置協定（医療提供体制の確保に関する協定）

都道府県と医療機関との間で協定を締結する仕組みを法定化

- ・ 公的医療機関等に感染症発生・まん延時に医療提供を義務付け（第36条の2）
- ・ 都道府県は医療機関の管理者と協議し、合意が成立したとき協定を締結（第36条の3）
- ・ 協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じることを義務付け（第36条の3）

② 感染症予防計画

都道府県が定める予防計画に医療提供体制に関する数値目標（協定締結数等）を設定

2 医療措置協定

（1）前提

① 想定する新興感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

※ 協定締結に当たっては、新型コロナへの対応を想定

※ 実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定と大きく異なる事態となった場合は、新型コロナへの対応を参考に、国がその感染症の特性に合わせた対応を判断

② 新興感染症発生からの一連の対応

ア 発生早期（新興感染症発生から法に基づく厚生労働大臣による発生の公表前まで）

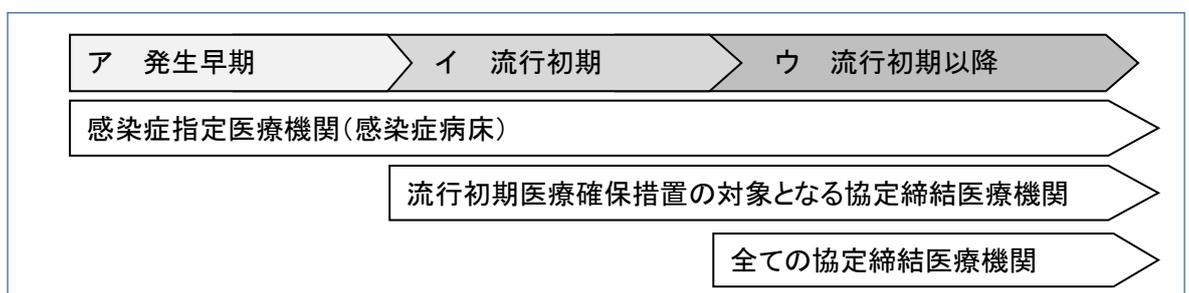
感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。

イ 流行初期（発生の公表から3か月程度まで）

流行初期には、まずは感染症指定医療機関が引き続き対応し、感染症指定医療機関以外の流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結した医療機関も対応する。

ウ 流行初期以降（流行初期経過後から3か月程度まで）

まずは公的医療機関等や対応可能な医療機関が対応し、その後順次速やかに、協定を締結した全ての医療機関で対応する。



(2) 協定内容

① 協定の締結先

病院、診療所

※ その他、薬局及び訪問看護事業所とも協定を締結

② 協定項目

入院、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄等

締結先	入院	発熱 外来	自宅 療養者等	後方 支援	人材 派遣	個人 防護具
病院	○	○	○	○	○	○
有床診療所	○	○	○	○	○	○
無床診療所	—	○	○	—	○	○

3 県の対応

(1) 基本的な考え方

- ・ 新型コロナへの対応において、県医師会、郡市医師会、医療機関のご尽力により、医療提供体制を維持し、医療のひっ迫を防ぐことができた。
- ・ 新興感染症への対応においても、引き続き、皆様にご協力をお願いし、新型コロナ対応で最大規模（新型コロナ第8波（R4.12）への対応規模）の医療提供体制を確保できるよう、医療機関と協定を締結していく。

※ 昨年度、改定した福岡県感染症予防計画において、上記体制を基に数値目標を設定

(2) 協定の締結状況【9月末時点】

区分	項目	現在の協定締結数		予防計画数値目標	
		流行初期	流行初期以降	流行初期	流行初期以降
医療提供体制	① 入院病床数	1,110 床	2,153 床	350 床	2,000 床
	うち重症者用	うち 120 床	うち 194 床	うち 80 床	うち 200 床
	② 発熱外来機関数	439 機関	1,853 機関	55 機関	2,100 機関
	③ 自宅療養者等への医療提供機関数		1,063 機関		1,000 機関
	④ 後方支援機関数		267 機関		200 機関
	⑤ 人材派遣人数		医師 76 人 看護師 99 人		医師 20 人 看護師 20 人
物資の確保	⑥ 個人防護具を十分に備蓄する協定締結機関数	879 施設/1,928 施設 (45.6%) ※上記は病院、診療所みの数値		協定締結医療機関のうち8割以上	

※ 赤字は、数値目標に達していない項目

(3) 今後の対応

- ・ 数値目標の達成に向けて、引き続き、県（本庁）が主体となって、保健所とともに、県医師会、郡市医師会と連携し、医療機関との協定締結を進めていく。
- ・ 特に、「②発熱外来機関数（流行初期以降）」については、改めて、県医師会、郡市医師会のご協力をお願いしたい。